

【令和2年度取組みの評価】

(健康増進課)

「愛媛県のE-IYOプロジェクト推進事業」では、6保健所で若い世代や働く世代対象にアンケート調査の実施や食育講座等を開催し、各ライフステージに応じた県民一人ひとりの食育への取組みの定着に努めた。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況に応じ、一部の開催は資料送付による情報提供に代えて実施した。

(保健体育課)

「第3次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛食（元気なえひめ）」をスローガンに、実践・推進します。小中学校等に栄養教諭の配置を促進し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。

①概要

(健康増進課)

県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成28年度に策定した県食育推進計画(第3次)を周知するとともに、食育月間、食育の日に合わせた啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。

(保健体育課)

本県では、平成18年度から各学校への栄養教諭の配置を進めており、栄養教諭指導員による新規採用栄養教諭等へのサポート等を実施するなど、学校における食育の推進に取り組んでいます。

②推進指標

【学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）】

学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に關する指導の充実の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	R元	R2	R3
目標	—	30%以上	—	—	—	35%以上	—	40%以上
実績	35.8%	35.0%	38.1%	37.4%	37.2%	40.8%	42.3%	42.0%

③用語解説

『愛媛県食育推進計画』 食育基本法が平成17年7月に施行され、県では、平成19年3月に第1次、平成24年3月に第2次の食育推進計画を策定した。平成29年3月に、生涯食育社会を目指し、県民との協働による課題解決や目標達成のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、周知から実践に向けた、第3次食育推進計画を策定している。

【令和2年度事業実施状況】

●県民健康づくり運動推進事業費（健康増進課）

・「愛媛のE-IYO（えいよ）プロジェクト推進事業」の開催（各保健所が、若い世代、働く世代等を対象に食生活・栄養改善のための啓発、支援を実施。延べ18回）

●栄養教諭の配置（保健体育課）

・102名（県内20市町及び一部の県立学校に配置、国立大附属を除く）

●栄養教諭指導員派遣（保健体育課）

・対象：新規採用栄養教諭・教員等

・指導回数：年間各15回

●健康教育研修会

・教職員、PTA関係者等を対象に食育に関する研修会を開催（新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み一部書面開催）

基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保

**I - ③ 消費スージ
施策の方向7 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進**

具体的な取組み

（29）食育の推進

「第3次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛食（元気なえひめ）」をスローガンに、実践・推進します。小中学校等に栄養教諭の配置を促進し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。

①概要

(健康増進課)

県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成28年度に策定した県食育推進計画(第3次)を周知するとともに、食育月間、食育の日に合わせた啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。

(保健体育課)

本県では、平成18年度から各学校への栄養教諭の配置を進めており、栄養教諭指導員による新規採用栄養教諭等へのサポート等を実施するなど、学校における食育の推進に取り組んでいます。

②推進指標

【学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）】

学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に關する指導の充実の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	R元	R2	R3
目標	—	30%以上	—	—	—	35%以上	—	40%以上
実績	35.8%	35.0%	38.1%	37.4%	37.2%	40.8%	42.3%	42.0%

③用語解説

『愛媛県食育推進計画』 食育基本法が平成17年7月に施行され、県では、平成19年3月に第1次、平成24年3月に第2次の食育推進計画を策定した。平成29年3月に、生涯食育社会を目指し、県民との協働による課題解決や目標達成のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、周知から実践に向けた、第3次食育推進計画を策定している。

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保																																																													
①概要	②推進指標																																																												
<p>（ブランド戦略課） 県産水産物の消費拡大に向け、本県の水産業や魚介類、料理等の情報提供や普及啓発活動を積極的に展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●魚食普及の地区イベント、ふれあい体験等を実施。新居浜市2保育園延べ208名が参加。 ●お魚ふれあい体験や調理体験を実施。ABCクッキングスタジオにおけるお魚料理教室、県産養殖マダインのPRに加え、さばき方指導、料理体験を通じた魚食普及。 ●学校給食用メニューの開発と調理講習会を実施。マダイ・スマ各10品のメニュー（レシピ）を閲覧し、栄養教諭を対象とした調理講習会を実施。マダイ・スマ各5品のメニュー（レシピ）を閲覧し、栄養教諭等55名が参加。 ●漁村女性地域活性化支援事業費（漁政課）による地域の水産物を利用した学校給食メニューレシピの開発等の活動を総合的に支援・指導した。マダイン13品、スマ4品のメニューケース。 ●県産水産物消費拡大緊急対策事業費（漁政課）による県内及び県外の小中学校等へ無償提供するとともに、合わせて県産魚を学校給食食材として、県産水産業、魚食への効能等を紹介する教材を提供することにより、学校給食を通じた魚食推進に取り組んだ。 	<p>【地元地消・愛あるサポーター登録数（累積）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>2,400</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>2,352</td> <td>2,354</td> <td>2,354</td> <td>2,354</td> <td>2,356</td> <td>2,357</td> <td>2,357</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【「愛媛県には愛がある」使用許可申請数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>370件以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>360件</td> <td>358件</td> <td>299件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p> <p>《地元地消・愛あるサポーター制度》 地産地消の趣旨に賛同する生産者や消費者、食品流通・加工、外食産業などの食品に携わる関係者に、サポートナーになつていただき、健全な食生活の推進や県産農林水産物の利用拡大を通じて、地産地消のネットワークを築くことを目的として、平成15年12月に創設された制度。</p> <p>《愛媛県には愛がある》愛媛県農林水産物の消費拡大・販売拡大を目的に平成14年2月に決定した愛媛の農林水産物統一キャラクターフレーズ。</p>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	2,400	—	—	—	—	2,500	—	—	実績	2,352	2,354	2,354	2,354	2,356	2,357	2,357	—	—	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	—	—	—	—	—	—	—	370件以上	実績	—	—	—	—	—	—	360件	358件	299件
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																																																				
目標	—	2,400	—	—	—	—	2,500	—	—																																																				
実績	2,352	2,354	2,354	2,354	2,356	2,357	2,357	—	—																																																				
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																																																				
目標	—	—	—	—	—	—	—	—	370件以上																																																				
実績	—	—	—	—	—	—	360件	358件	299件																																																				
<p>（ブランド戦略課） 県産水産物の感染状況による影響で量販店等での魚食イベントは実施できなかつたものの、保育園児を対象とした体験イベントや料理に興味のある消費者を対象とした県産マダインを使った調理講習等を実施することにより、幅広い層への魚食普及が図ることができた。</p> <p>また、給食用お魚レシピの開発や栄養教諭を対象とした調理実習の実施、魚食普及教材の提供等により、子どもたちの本県農林水産物への理解の促進と関心を高めることとともに、生産者への感謝の気持ちが醸成されるなど、学校給食を通じた子どもや家庭での魚食の普及啓発に大きな効果があつた。</p> <p>今後も引き続き、一般消費者や子どもたち、さらには料理に興味のある人たちなど幅広い層に向けて、県産水産物や料理に関する情報発信及び魚食の普及啓発活動を積極的に実施する。</p>	<p>【令和2年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地産地消活動促進事業費（ブランド戦略課） 生産者と学校給食関係者を対象とした研修会、若い世代を対象とした食育体験や、親子対象の収穫体験ツアーや実施を通じて、生産者と消費者の連携、安全で安心な県産農産物の提供の場づくりに取り組む予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み各事業の実施を見送った。 ●県産農林水産物を紹介する普及啓発リーフレットを作成し、学校給食を実施している県内の公立小中学校等を対象に配布。 また、県産農産物を扱う料理店等を紹介するスマホサイトの公開や各種媒体、口コミ等を 																																																												

同じく県産食材の情報発信を行った。

- 魚食推進事業費（漁政課）
県産水産物の消費拡大に向け、本県の水産業や魚介類、料理等の情報提供や普及啓発活動を実施。新居浜市2保育園延べ208名が参加。
- 魚食普及の地区イベント、ふれあい体験等を実施。ABCクッキングスタジオにおけるお魚料理教室、県産養殖マダインのPRに加え、さばき方指導、料理体験を通じた魚食普及。
- 学校給食用メニューの開発と調理講習会を実施。マダイ・スマ各10品のメニュー（レシピ）を閲覧し、栄養教諭等55名が参加。
- 漁村女性地域活性化支援事業費（漁政課）による地域の水産物を利用した学校給食メニューレシピの開発等の活動を総合的に支援・指導した。マダイン13品、スマ4品のメニューケース。
- 県産水産物消費拡大緊急対策事業費（漁政課）による県内及び県外の小中学校等へ無償提供するとともに、合わせて県産魚を学校給食食材として、県産水産業、魚食への効能等を紹介する教材を提供することにより、学校給食を通じた魚食推進に取り組んだ。

- 学校給食用メニューを活用した給食用メニュー（レシピ）を閲覧し、栄養教諭等55名が参加。
- 漁村女性グループによる地域の水産物を利用した学校給食メニューレシピの開発等の活動を総合的に支援・指導した。マダイン13品、スマ4品のメニューケース。
- 県産水産物消費拡大緊急対策事業費（漁政課）による県内及び県外の小中学校等へ無償提供するとともに、合わせて県産魚を学校給食食材として、県産水産業、魚食への効能等を紹介する教材を提供することにより、学校給食を通じた魚食推進に取り組んだ。

- 新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減退し、在庫が増加した県産養殖マダインなどを県産高級魚を学校給食食材として、県内及び県外の小中学校等へ無償提供することにより、学校給食を通じた魚食推進に取り組んだ。
- 学校給食用メニューを活用した給食用メニュー（レシピ）を閲覧し、栄養教諭等55名が参加。
- 漁村女性グループによる地域の水産物を利用した学校給食メニューレシピの開発等の活動を総合的に支援・指導した。マダイン13品、スマ4品のメニューケース。
- 県産水産物消費拡大緊急対策事業費（漁政課）による県内及び県外の小中学校等へ無償提供するとともに、合わせて県産魚を学校給食食材として、県産水産業、魚食への効能等を紹介する教材を提供することにより、学校給食を通じた魚食推進に取り組んだ。

- 学校給食用メニューを活用した給食用メニュー（レシピ）を閲覧し、栄養教諭等55名が参加。
- 漁村女性グループによる地域の水産物を利用した学校給食メニューレシピの開発等の活動を総合的に支援・指導した。マダイン13品、スマ4品のメニューケース。
- 県産水産物消費拡大緊急対策事業費（漁政課）による県内及び県外の小中学校等へ無償提供するとともに、合わせて県産魚を学校給食食材として、県産水産業、魚食への効能等を紹介する教材を提供することにより、学校給食を通じた魚食推進に取り組んだ。

【令和2年度事業実施状況】

- えひめ食農教育推進事業費(農産園芸課)
 - ・食育基本法が施行され、消費者や農業者や郷土料理づくりを通じて、地域特産農産物の利用を深めるため、農作業や郷土料理づくりを通して、食文化の大切さとそれを支える農業を学び、用促進を図った。
 - ・えひめ食文化普及講座の開催結果
 - 〔日程・参加者数〕
令和2年4月～令和3年3月 県内13地区 延べ36回 延べ780名参加
 - 〔開催内容〕
 - ・学童、一般消費者、地域住民等を対象にした地域の味や農村食文化の普及・伝承
 - ・地域農産物を利用した郷土料理や加工品の紹介・普及

【令和2年度取組みの評価】

- (農産園芸課)
 - ・学童を中心とした一般消費者も含めて、地域特産品を利用した郷土料理づくりを通じて、食の大切さ及び食の原点である農業の意義を広く伝えることができた。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
①～③	消費ステージ
施策の方向8	自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用
具体的な取組み	
(3.3) 自主回収報告制度の周知及び指導等	<p>(34) 自主回収報告内容の迅速な情報提供</p> <p>食品関連事業者から報告された回収情報について、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。</p>
①概要	提携を受けた自主回収情報については、迅速にえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表するとともに、関係自治体(県外)へメール等により情報提供を行う。
②推進指標	
③用語解説	
	《自主回収の公表等》 愛媛県食の安全安心推進条例第23条に、提出された自主回収報告の内容について速やかに公表するとともに、関係行政機関へ情報提供するよう規定されている。
【令和2年度事業実施状況】	
<p>● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)</p> <p>・県内事業者から報告のあつた自主回収情報について、緊急食品情報提供システムにより、各保健所を通じて食品衛生協会各支部(食品関連事業者)に情報提供を行うとともに、えひめ食の安全・安心情報が一冊の掲載、メールマガジンの配信により県民へ広く周知した。</p> <p>・回収対象商品が県外に流通している場合には、関係自治体に対し、速やかに情報提供を行った。</p>	
【令和2年度取組みの評価】	
(業務衛生課)	
条例の規定に基づき、速やかな公表及び関係機関への情報提供に努めることにより、製品の回収効率を高めるとともに、食品の安全安心に関する正確な情報を提供する事業者と消費者との信頼感を一層高めていく。	

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
①～③	消費ステージ																														
施策の方向8	自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用																														
具体的な取組み																															
(3.3) 自主回収報告制度の周知及び指導等	<p>講習会等において制度について周知し、制度の普及を図ります。行う小売業者や卸売業者等(以下「自主回収事業者」という。)へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を行っており、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行い、自主回収の円滑な実施を支援します。</p>																														
①概要	えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により、制度を広く周知する。																														
	食品関連事業者に対しては、手引きを活用し、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について周知を図るほか、着手報告書提出時にも助言等を行います。また、着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行なう小売店舗等に対し、保健所から円滑な回収方法等に関する助言等を行います。																														
②推進指標																															
③用語解説																															
	《自主回収情報の提供件数》 提供件数により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>10 件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20 件以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>11 件</td> <td>9 件</td> <td>16 件</td> <td>9 件</td> <td>9 件</td> <td>19 件</td> <td>10 件</td> <td>10 件</td> <td>10 件</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	10 件	—	—	—	—	—	—	20 件以上	実績	11 件	9 件	16 件	9 件	9 件	19 件	10 件	10 件	10 件
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標	—	10 件	—	—	—	—	—	—	20 件以上																						
実績	11 件	9 件	16 件	9 件	9 件	19 件	10 件	10 件	10 件																						
④用語解説																															
	《自主回収制度》 愛媛県食の安全安心推進条例第22条に基づき、食品関連事業者が県内において食品等の自主回収を行った際に知事に報告する制度。																														
【令和2年度事業実施状況】																															
<p>● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)</p> <p>・平成27年10月に開始した「自主回収報告制度」について、適正に制度を運用した。</p> <p>・令和2年度県内事業者による自主回収件数:10件(うち県保健所7件、松山市保健所3件)</p> <p>・着手事業者に対しては管轄する保健所が着手報告書の記載方法や回収作業の円滑な実施について指導、助言等を行い、いすれも適切に回収が行われた。</p> <p>(回収製品)</p> <p>(主な回収理由) カビの発生、賞味期限の誤表示、アルゲンの記載もれ 等</p> <p>※松山市管内における自主回収報告制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。</p>																															
【令和2年度取組みの評価】																															
(業務衛生課)																															
ホームページや各種講習会等を活用して制度の周知、普及に努めた。																															
着手事業者に対して必要な指導、助言を行うことにより、いずれも回収が適切に行われ、不良食品の流通防止にある寄与することができた。																															
推進目標である「提供件数」は、年度により変動はあるものの、近年は年間10件前後で推移しており、制度が浸透している。一方で、不良食品の流通という看過できない状況の顕在化でもあるため、今後も監視指導に努めたい。																															

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保		生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
1-④ 人材育成・基礎整備	1-④ 安全を確保する基盤整備 ★																															
施策の方向8 具体的な取組み	具体的な取組み																															
(35) 危害情報申出制度の周知及び迅速な運用	(36) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成																															
えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により制度について周知し、制度の普及を図ります。県民から申出のあつた危害情報に対し、該当食品関係施設への速やかな立入調査や改善措置等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。	食品関係施設の監視指導を行いう担当職員の技術等向上を図る講習会等を行ふ担当職員の技術等向上を図る講習会等へ職員を派遣するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。																															
①概要	経験の浅い食品衛生監視員を対象とした研修会を開催し、監視指導に必要な知識の習得を図ることで、国が開催する食品安全行政講習会等へ職員を派遣し、食品衛生に關する最新かつ専門の知識の習得を図る。また、担当者研修会を行つたための事前知識を持つ職員を養成するため、国や地方ブロックで開催しているHACCP関係講習会へ職員を派遣する。																															
②推進指標	【食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率】 一定水準の有資格者割合を維持することにより、効果的な監視指導を実施することができる。																															
③用語解説	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>65.6%</td> <td>65.6%</td> <td>72.3%</td> <td>78.7%</td> <td>77.0%</td> <td>75.4%</td> <td>68.4%</td> <td>62.7%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	(H27)	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	—	—	—	—	—	—	—	—	実績	65.6%	65.6%	72.3%	78.7%	77.0%	75.4%	68.4%	62.7%	—	
年度	(H25)	(H26)	(H27)	H28	H29	H30	R元	R2	R3																							
目標	—	—	—	—	—	—	—	—	—																							
実績	65.6%	65.6%	72.3%	78.7%	77.0%	75.4%	68.4%	62.7%	—																							

基本施策Ⅰ 消費スピード		生産から消費に至る食の安全安心の確保							
施策の方向8 具体的な取組み	自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用								
(35) 危害情報申出制度の周知及び迅速な応応	県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等で制度や相談窓口について広く周知し、申しやすい環境を整備する。保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設の調査を行ふ、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査結果を申出者へ回答します。								
①概要	県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等で制度や相談窓口について広く周知し、申しやすい環境を整備する。保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設の調査を行ふ、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査結果を申出者へ回答します。								
②推進指標	【危害情報申出制度対応件数】 件数の維持により対応活動の指標となる。								
③用語解説	【危害情報申出制度】 県民が、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品について情報入手したときに県へ申し出ることができる制度。申出を受けた県は、速やかに調査し、必要な措置等を行ふ。								
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	65 件	—	—	—	—	85 件以上	—	—
実績	92 件	200 件	193 件	129 件	171 件	144 件	122 件	92 件	—